個人ばく露測定対応のご案内

労働安全衛生法第 65 条第一項に基づく従来の作業環境測定に、同 65 条第三項にて以下①～③の測定も作業環境測定として加わりました。また、労働安全衛生法施行令第 21 条に規定する指定作業場に①～③も追加されました。

①溶接ヒュームの測定（特化則第 38 条の 21）

②第三管理区分測定

（有機則・特化則・鉛則及び粉じん則に定める「第三管理区分の改善が困難な屋内作業場所」に係る測定）

③確認測定を含むリスクアセスメントのための測定

（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針[技術上の指針公示第 29 号]）

したがって、①～③の測定は各々登録を受けた作業環測定士、作業環境測定機関が実施する必要があります（2026 年 10 月施行）。

①、②は「有効な呼吸用保護具の選択」を目的としているため、労働者の呼吸域における対象物質の濃度測定が必要です。⇒個人ばく露測定



③は労働者への化学物質のばく露が「濃度基準値」以下であることの確認を目的しているため個人ばく露測定が必要です。

「個人ばく露測定」とは主に作業者の身体にサンプラーを装着し、有害物質濃度を測定・評価する方法です。サンプラーを頭部近くの一定の範囲内に装着すれば呼吸域のばく露濃度を測定できます。

当社においては現在、①及び②に完全対応、③については一部対応可能（事前の検討を要することがある）となっています。近年の化学物質管理強化の動きに対応し、より実態に即したばく露評価サービスを提供いたします。

当社へお気軽にご相談ください

法令対応だけでなく、個人ばく露測定について計画の立案から測定、結果評価、改善提案まで総合的に安全で快適な職場づくりを支援して参ります。作業環境の改善や化学物質管理についてお困りのことがございましたら、当社にご相談ください。